

三豊市告示第223号

三豊市事業者等応援給付金事業実施要綱の一部を改正する告示

三豊市事業者等応援給付金事業実施要綱（令和2年三豊市告示第166号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号及び第4条中「同年6月」を「同年12月」に改める。

第5条第3項中「令和2年7月31日」を「令和3年1月29日」に改める。

附 則

この告示は、令和2年10月2日から施行する。